

「花粉症の予防方法」帰ったら、手・顔・目・鼻を洗い、うがいをしましょう。

所得税の確定申告・町県民税の申告相談は『3月15日』までに

平成24年分の所得税確定申告と平成25年度町県民税申告相談は、3月15日までです。

必ず期限内にすまされるようお願いいたします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

▼会場＝上三川町役場 3階大会議室

▼申告相談時間＝

【午前の部】午前8時30分～正午

【午後の部】午後1時～5時

▼受付時間＝

【午前の部】午前7時40分～11時

【午後の部】午後1時～4時

※3月15日(金)までの平日

●振替納税制度のご利用を

所得税には口座振替による納税方法があります。ご利用いただければ、納税のために出向く手間が省け、納め忘れもありません。

新たに振替納税を希望される方は、預貯金先の金融機関か宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

●所得税には延納制度があります

所得税の確定申告をして納めることになった税額を一度に納められない場合は、税額の2分の1以上を3月15日までに納めて、残りの税額を5月31日(金)までに納める「延納制度」があります。ただし、延納期間中は「利子税」がかかりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先＝

●税務課 住民税係

☎(56) 9122

●宇都宮税務署

☎028(621)2151

乗らない軽自動車の廃車届は3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している方は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

▼町ナンバー＝125cc以下の原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車(テラー、トラクター、コンバイン、フォークリフト等)

・手続き場所＝住民生活課総合窓口

・手続きに必要なもの＝該当車両のナンバープレート(紛失の場合は弁償金200円がかかります)、印かん、運転免許証等の本人確認ができるもの。

▼県ナンバー＝次の手続場所にお問い合わせください。

●軽自動車(四輪・三輪)について

軽自動車検査協会

☎028(645)5161

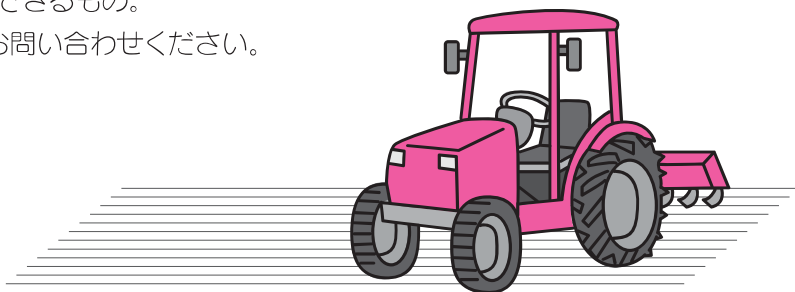
●125cc超のバイクについて

関東運輸局栃木運輸支局

☎050(5540)2019

※業者などに頼んで廃車した場合は、手続が完了しているか確認してください。

3月末日までに完了していないと、来年度も課税になります。また、住所・氏名が変わった場合も同様に手続きをしてください。



▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56) 9122

【花粉症の予防方法】洗濯物や布団は風の少ない日を選んで干しましょう。

市町村税滞納ばく減月間2013 あなたの税が未来を拓く

◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ばく減月間2013」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

【町では税収確保に向け、次のような取組みを行います】

納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先

税務課 納税係 ☎ 9121

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

● **縦覧** 納税義務者は、自己所有以外の土地又は家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで(4月30日) 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人又は納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)・地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人又は納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書又は課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで ※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定資産評価委員会へ文書で審査の申出をすることができます。		

● **閲覧** 納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	①固定資産の所有者	所有している固定資産
	②土地を有償で借りている人	借りている土地
	③家屋を有償で借りている人	借りている家屋及びその敷地である土地
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧に必要なもの	・納税通知書又は課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等) ※代理人は上記のほかに、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)	

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎ 9123